

高山市議会基本条例に基づく主な取組状況（平成23年度～）

これまでの主な取組	今後検討する主な取組
議会基本条例 第1章 総則	検討事項（継続）
<p>■議会基本条例制定から平成26年度までの取組と課題■</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派活動の在り方、理念や志を市民に訴える必要性について調査・研究 	<p>課題で積み残しとなっている下記事項についての調査研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会派活動の在り方、理念や志を市民に訴える必要性の調査・研究の推進
議会基本条例 第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則	検討事項（継続）
<p>■平成27年度以降の取組■</p> <p>【年間を通しての議会活動】</p> <p>議会では、年4回の定例会や臨時会のほか、定例会以外の月も定例で委員会活動を行っている。通年議会が注目される中、年間を通じての議会活動を行っていることを条例の条文に盛り込むことができないか検討したが、条文に「通年で議会活動を行うこと」を入れると地方自治法第102条の2で規定する通年議会と区別ができずわかりづらいため、1年を通し行う議会活動により責務を果たしていくべきものであることを解説に加えることとした。【⇒解説に加える】</p>	<p>○支所地域の課題の把握と解決策の提起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支所地域の課題把握の仕組みづくり ・支所地域の課題と解決策について検討する組織の設置 など
議会基本条例 第3章 議会と市民との関係	検討事項（継続）
<p>■議会基本条例制定から平成26年度までの取組と課題■</p> <p>○情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本会議、委員会（議案審査）、政策討論会、正副議長選挙立候補予定者所信表明会のCATV、インターネットへの配信、議会フェイスブックの運用 ・傍聴者への資料配付 ・委員会の視察報告書、政務活動費と使途と会派の視察報告書を議会HPで公開 ・政務活動費の領収書の写しの公開（議会事務局で閲覧可） <p>○陳情・請願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報広聴委員会で毎月所管の常任委員会に振り分け <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会中継の拡大 ・市民とともに学ぶ機会の創出 	<p>○議会の存在意義や役割についての市民理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNS等、多様な広報ツールの活用策の検討 ・議会モニターの増員と有効活用 ・議員による出前講座の実施 など <p>○民意吸収機能の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民意見交換会の拡充 ・より効果的な公聴手法の検討 ・議員による相談窓口の設置 など <p>○女性や若者の政治参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性議員を増やすための具体的な方策の検討 ・女性や若者との意見交換の場の充実 ・高校生との意見交換会の充実 など
<p>■平成27年度以降の取組■</p> <p>【議会モニター制度】</p> <p>議会モニター制度の条項を新たに設けることを検討したが、議会モニター制度は、議会からの情報発信の強化や議会運営及び議会活動等の聴取を目的に行うもので、第6条広報広聴機能に関連するものであるため、解説の中にある取組の一つとして議会モニター制度を加えることとした。【⇒解説に加える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会モニター制度の創設（R3.2～）現在3名により試行中 <p>【市民参加】</p> <p>市民の皆さんと専門家を招いての研修会や行政視察の結果報告会等の開催方針が具体的になっていないため、具体的になった段階で、市民に対し研修会や行政視察の結果報告会等の開催の周知を行うとともに、条例の改正を検討することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生との意見交換会の開催（H28.2～） ・請願・陳情に所管の常任委員長の同席（H28.10～） ・議会白書の発行（H30.3） ・ぎかいだよりのリニューアル（R1.5～） ・ちいきミライ箱の設置（R2.9～） ・地域別市民意見交換会の市民意見回答フロー（R2.11～） 	<p>課題で積み残しとなっている下記事項についての調査研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会中継の拡大 ・市民とともに学ぶ機会の創出
議会基本条例 第4章 議会と市長等との関係	検討事項（継続）
<p>■議会基本条例制定から平成26年度までの取組と課題■</p> <p>○事前協議の取止め（審査の形がい化の回避）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会協議会を廃止 ・議案説明時は質疑なし <p>○反問権の付与</p> <p>○議決事件の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の基本計画の策定、変更または廃止 <p>○委員会に協議事項を追加</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料の追加 ・議決事件の追加 ・政策提言の追跡や検証 ・反問権の行使がない 	<p>理事者側との議論を深めるため、論点情報の提供の手法や論点整理の委員会を充実させる。</p> <p>課題で積み残しとなっている下記事項についての調査研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査資料の追加 ・議決事件の追加 ・政策提言の追跡や検証 ・反問権の行使がない
<p>■平成27年度以降の取組■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営等の検証に伴う市長への申入れ（H29.1）（一般質問の充実と反問権の行使など） ・議会運営等の検証に伴う市長への申入れ（H29.4）（委員会の協議事項の対応など） 	
第5章 議員間の討議による合意形成及び政策の形成	検討事項（継続）
<p>■議会基本条例制定から平成26年度までの取組と課題■</p> <p>○議会審議と委員会審査の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑と一般質問の分離 ・議案審査における委員間討議の導入 ・審査に関する取組の強化（論点整理・現地調査・参考人招致） <p>○委員会調査の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・任期を1年から2年へ ・4常任委員会から3常任委員会へ（委員間討議の充実） <p>○政策提言の実施 9件</p> <p>H23. 11. 7 ・障がい者福祉についての提言について</p> <p>H24. 4. 12 ・公共交通体系について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業経済政策の展開について ・高山市公設卸売市場について ・水道管の早期耐震化とGIS（地理情報管理システム）の導入について ・ごみ処理施設の建設について <p>H25. 4. 11 ・高山市観光振興ビジョン（仮称）の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共物（道路、水路、橋梁、水道管など）の効果的な運用について <p>H26. 4. 23 ・高山市第八次総合計画に対する政策提言書</p>	<p>○議会活動の水準の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会活動の評価及び改善のための仕組みの構築 ・議員に必要な基本的なスキルや知識を効果的かつ効率的に習得できる研修システムの構築 ・政策提言の充実（追跡・検証など） ・政策立案に向けた調査研究 ・議会DXの推進 など <p>○複雑化、多様化する行政課題への的確な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断的かつ重要な課題に対応するための連合審査の活用及び特別委員会の設置 ・多様な分野の課題について専門的に学べる研修機会の確保 ・議会の審査及び調査機能を向上させるためのシンクタンク機能についての検討 など

高山市議会基本条例に基づく主な取組状況（平成23年度～）

これまでの主な取組	今後検討する主な取組
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的識見の反映 ・議員研修の積極開催 ・参考人制度の有効活用 ・決算審査における議選監査委員の発言の在り方 ・全員をもって構成する特別委員会における論点整理 <p>■平成27年度以降の取組■</p> <p>○政策提言 10件</p> <p>H29. 5. 1 ・協働のまちづくりの制度充実について</p> <p>H31. 4. 10 ・支所地域の地域振興について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり基本条例（仮称）の制定について ・子どもと学校を核とした地域づくりについて <p>R 3. 5. 6 ・指定管理者制度の社会経済状況の変化に則した運用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化推進に向けた条例の制定について ・子育て環境の更なる充実について ・ポストコロナを見据えた観光政策の方向性について ・地域貢献型・地域循環型の再生・自然エネルギー利用の推進について ・林業の成長産業化と森林経営管理の推進による持続的な林業の確立について <p>○参考人招致</p> <p>H30. 12. 17 奥飛騨温泉郷の地域振興について 高山信用金庫理事 飛騨信用組合専務理事</p> <p>H30. 11. 19 奥飛騨温泉郷の地域振興について 飛騨信用組合専務理事</p> <p>R 2. 1. 20 ごみ処理施設建設に係る環境影響調査について 全国都市清掃会議 技術部長</p> <p>R 3. 11. 15 海外観光戦略の展望と展開 高山市海外戦略顧問</p> <p>R 3. 8. 2 議第57号 高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について 濃飛乗合自動車株式会社取締役運輸事業本部長 岐阜県タクシー協会 飛騨支部長 山都自動車株式会社代表取締役社長</p> <p>R 3. 9. 7 請願第1号 新型コロナウイルス感染症の影響から中小業者の営業を守る最大限の支援・対策を講じるための請願書 飛騨民主商工会長</p>	<p>課題で積み残しとなっている下記事項についての調査研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的識見の反映 ・議員研修の積極開催 ・参考人制度の有効活用 ・決算審査における議選監査委員との視点の共有 ・全員をもって構成する特別委員会における論点整理
第6章 議会及び議会事務局の体制整備等	検討事項（継続）
<p>■議会基本条例制定から平成26年度までの取組と課題■</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室の十分な活用 ・議会役員の任期は適当か（正副議長等） ・政務活動費は有効に使用されているか <p>■平成27年度以降の取組■</p> <p>【政務活動費】</p> <p>政務活動費に関する事項は、条例で定められ、別に政務活動費の交付に関し必要な事項を規則で定めている。政務活動費マニュアルは、条例や規則の下で基準を明確に示したものであるため、条例にうたう必要はないため、解説に盛り込んだ。なお、高山市議会は制度開始時から全国的にも珍しい精算払い方式を採用し透明性の確保に努めていることも解説に追加することとした。【⇒解説に加える】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費の交付に関する条例及び規則の改正（H29.4～） 政務活動費の領収書の写しをホームページで公開 ・政務活動費マニュアルの策定（H29.4） <p>【災害時の議会対応】</p> <p>議会の業務継続計画の観点から、別に定める高山市議会の対応指針を令和2年10月に決定した。議会及び議員が側面から行政を支援し、地域において災害対応するものになっている。自然災害の甚大化や感染症の発生に対応するなど、議会機能の継続計画「議会BCP」の策定及び条例改正について検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各派代表者会議の廃止（H29～） ・議会アドバイザー（法政大学廣瀬教授）の活用（H30.4～） ・議会基本条例推進協議会の設置（H27～） 	<p>課題で積み残しとなっている下記事項についての調査研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会図書室の十分な活用 ・議会役員の任期は適当か（正副議長等） ・政務活動費は有効に使用されているか <p>新型コロナウイルス感染症や大規模な災害時にも業務を継続するための議会BCPの策定及び条例改正について調査研究を推進する。</p> <p>政策立案に向け事務局機能の充実強化について調査研究を事務局と共に推進する。</p> <p>更なる機能強化に向けて議会アドバイザーの助言や専門的知見を活用する。</p>
第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇	検討事項（継続）
<p>■平成27年度以降の取組■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政治倫理規則の制定 ・政治倫理調査委員会の運用 ・議員の定数及び報酬に関する特別委員会の設置 	<p>今後は、議員の就業条件（議員報酬）についての議論を加速し、適正な就業条件を決定する。議員の不祥事や長期欠席に伴う報酬の減額等手続きについて調査・検討を図る。</p>
第8章 議会活動の評価及び見直し手続き	検討事項（継続）
<p>■平成27年度以降の取組■</p> <p>【議会基本条例推進協議会】</p> <p>平成27年から上記の目的のため活動を行っている議会基本条例推進協議会を条例に定め活動を推進させるもので、当初は第6章の議会及び議会事務局の体制整備等で新たに条項を定めることを検討していた。第24条の評価制度の前段で検討や検証を議論する組織を位置づけることとし、継続的に実践する組織を位置づけることにした。【⇒条例改正を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価の実施（H29.3・議会と議員 試行） ・内部評価の実施（R4.4・常任委員会活動 試行） ・議会アドバイザーの活用（議員研修） 	<p>議会基本条例推進協議会において、議会基本条例に定める議会改革の取組を総合的・継続的に検証・議論し更なる改善を図る。</p>